

\*2019年10月（第2版）（新記載要領に基づく改訂）

2015年3月10日（第1版）

医療機器製造販売届出番号：13B1X00274000245

類別及び一般的名称：機械器具（25）医療用鏡／再使用可能な内視鏡用非能動処置具

一般医療機器（JMDNコード：38818000）

## 販売名：内視鏡用器械

(Endo-TapeR)

### \* 【禁忌・禁止】

1. 本製品の加工、改造等は絶対に行わないこと。[振動、切削、打刻等により製品を著しく劣化、消耗させ、故障、破損の原因となるため]
2. 本製品は骨の切除には使用しないこと。[ピン、又は構成品が破損する]
3. 長狭の管腔構造を有する製品はハイスピード滅菌、プラズマ滅菌をしないこと。[滅菌不全となるため]

- 3) 本製品を腹腔鏡用トラカルから挿入、抜去する際は、先端のフック部分が出でていないことを確認すること。
- 4) 本製品は、てこ（こじる）のように使用しないこと。[変形、破損する]

### 2. 不具合、有害事象

以下の不具合・有害事象が発現する可能性がある。

#### [重大な不具合]

- ・不適切な取り扱い、洗浄、管理による破損、変形、腐食、分解、劣化、変色、屈曲
- ・金属疲労による器械器具の破損、分解
- ・ニッケルチタン合金の疲労による復元力低下

#### [重大な有害事象]

- ・不適切な取り扱い、使用方法による血管、神経、軟部組織、筋肉、内臓、骨、若しくは関節の損傷
- ・破損した器械器具の破片の体内留置
- ・感染症
- ・金属アレルギー

以上の有害事象の治療のため、再手術が必要な場合もある。

### 【保管方法及び有効期間等】

#### 1. 保管方法

- 1) 本製品は、高温、高湿を避け、塵やほこりのない清潔な場所に保管すること。また、水気や薬品、直射日光に曝されないよう細心の注意を払うこと。
- 2) 本製品は保管の際、変形や損傷の原因となりうる硬い物への接触や、衝撃を避けるよう注意を払うこと。

#### 2. 使用期間

【保守、点検に係る事項】の3.に基づき点検した結果、不良箇所が認められたとき及び不良が疑われるとき。

### \*【保守・点検に係る事項】

#### 1. 洗浄（推奨例）

- 1) 使用後は直ちに洗浄を行うこと。直ぐに洗浄できない場合は、血液溶解剤に浸漬したり、蛋白凝固防止剤を噴霧するなどして、汚れが固着しないように予備洗浄すること。
- 2) ステンレス鋼を腐食させる可能性があるため、塩素系の消毒剤の使用は避けること。
- 3) 洗浄口を有する製品は、ハンドル部を前にスライドさせ、先端のフック部分が出た状態で洗浄口より注水し、管腔内の汚れを完全に洗い流すこと。



- 4) 残留洗剤や組織片等がなくなるまで完全脱イオン水 (R0水) で十分にすすぎ、清潔な布で水分を拭き取ること。
- 5) 洗浄後は腐食防止のために直ちに乾燥すること。
- 6) 強アルカリ、強酸性洗剤・消毒剤は器具を腐食させる恐れがあるので、使用を避けること。やむを得ず使用する際は、本製品の状態を確認し腐食が発生しないよう洗浄すること。
- 7) 鍛取、熱ヤケ除去作用のある洗浄剤を使用すると、表面光沢が変化する場合がある。
- 8) 金属たわし、クレンザー（磨き粉）等は、器具の表面が損傷するので汚物除去及び洗浄時に使用しないこと。
- 9) 機械洗浄する場合は、ハンドル部を前にスライドさせ、先端のフック部分が出た状態でセットし、各施設での洗浄ガイドラインに従い、洗浄すること。洗浄時間、手順等については使用する装置の取扱説明書を遵守すること。洗浄剤の使用は上記の方法に従うこと。
- 10) 洗浄装置（超音波洗浄装置等）を使用するときには、鋭利部同士が接触して損傷することがないよう注意すること。
- 11) 接合部（BOX等）、窓及び穴、中空構造等、隙間部分を有する製品は、隙間部分が適切に洗浄されていることを確認すること。
- 12) 接合部（BOX等）及び可動部を有する製品は動きをスムーズにするために、洗浄、乾燥後に医療用潤滑剤を塗布すること。

## 2. 減菌

洗浄を行った後、減菌処理を必ず行うこと。

下記の条件、あるいは減菌装置の製造元、又は施設の定める方法で減菌を行うこと。

推奨減菌条件

滅菌方法	温度	時間
高圧蒸気滅菌	115～118°C	30 分間
高圧蒸気滅菌	121～124°C	15 分間
高圧蒸気滅菌	126～129°C	10 分間

長狭の管腔構造を有する製品はハイスピード滅菌、プラズマ滅菌に対応していない。

但し、クロイツフェルト・ヤコブ病に罹患している、或いはその疑いがある患者の手術を行った場合は、「クロイツフェルト・ヤコブ病感染予防ガイドライン」で推奨されている洗浄・滅菌方法にて処理すること。

## 3. 使用者による保守点検事項

- 1) 使用前及び使用後は、本製品に汚れ、変形、キズ、ヒビ割れ、破損、ネジ・ピン等の緩み、外れ等がないか、先端部（刃先等）が切除できるか、刃部の磨耗、劣化、変色、機能低下等がないか、動作、外観に異常がないか確認すること。
- 2) 複数のパーツで構成された製品は、使用前、使用後に、構成品がすべて揃っているか確認すること。
- 3) 接合部（BOX等）及び可動部分の潤滑が重要であるため、滅菌前に必ず医療用潤滑剤を塗布すること。
- 4) 鉛物油、石油、シリコーンベースの潤滑剤は使用しないこと。
- 5) 必要に応じて点検し器具が正常に動くことを確認すること。その際、破損、機能低下がないか十分点検を行うこと。
- 6) 使用を重ねることにより受ける、反復的な応力により金属疲労、及び材料疲労に曝されるため、明らかな疲労が見られる場合は、その器具は破棄し新しい製品と取り替える必要がある。

## 4. その他の保守点検事項

- 1) 本製品は、必ず定期的な保守、点検に出すこと。また、未使用の場合でも1年に1回は必ず保守、点検に出すこと。
- 2) 本製品は、当社以外の修理業者に修理を依頼しないこと。
- 3) 本文書中で不明な点は、下記連絡先に問い合わせること。

## \*【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売者、製造業者  
株式会社 田中医科器械製作所  
TEL : 03-3894-7700  
FAX : 03-3894-7795  
URL : <http://www.e-tanaka.co.jp/>